

Reportable Scheme

KPMG in Mexico



本ニュースレターにおいては、2020年税制改正の項目であるReportable Schemeについて解説させていただきます。

2020年11月18日、メキシコ国税庁（SAT）は、2020年度第三次税務細則（TERCERA Resolución de Modificaciones a la Resolución Miscelánea Fiscal para 2020, “RMF”）を官報において公表しました。本RFMにおいて、2020年度税制改正項目であるReportable Schemeに関する細則が公表されましたので、本ニュースレターにおいてその概要について解説させていただきます。

なお、以下にスペイン語版での弊法人の[ニュースレター原文のリンク](#)を添付しておりますので、必要に応じてご参照ください。

目次

1. Reportable Schemeの概要
2. Reportable Schemeの細則

1. Reportable Schemeの概要

2020年度税制改正において、BEPSアクションプラン12に対応するため、連邦税法典（CFF）において、以下の規定が策定されました。

- 会社の営業上のデザイン・組織・取引に関与する税務アドバイザーに対し報告義務を課すこと
- 税務アドバイザーは、毎年2月に情報申告を提出することが求められること。なお、税務アドバイザーが当該情報申告を提出しない場合あるいは税務アドバイザーがそもそも関与していない場合、納税者自身がそれを開示する必要あること
- 報告対象スキームは、「直接または間接的に税務メリットをメキシコで享受している者に対して適用する」と定義されていること
- CFF第199条において、報告対象スキームに該当する特徴が規定されています。主な特徴としては以下のものが挙げられますが、CFF同条においては合計14個の特徴が規定されています。

- ✓ 租税条約を締結していない国との取引
 - ✓ 繰越欠損金を移転させる取引
 - ✓ 非居住者が関連する取引で、非居住者の所在する国において当該取引が非課税もしくは非常に低税率でしか課税されない取引
 - ✓ 関連者との取引で以下のような取引
 - 資産、機能やリスクの移転を伴わない組織再編で、当該組織再編の結果として納税者の営業利益を20%以上減少させるような取引
 - 対価を伴わない資産や権利の譲渡・一時的な使用許諾、無償のサービス提供といった取引等
 - ✓ PE認定を回避する取引
 - ✓ 関連者への償却性資産の譲渡取引
 - ✓ 税務上の繰越欠損金の期限切れ間際における課税所得を発生させる取引
 - ✓ 配当に係る源泉税10%を回避する取引
 - ✓ 会計と税務上の認識が20%以上乖離する場合
- 報告義務は2020年の取引から対象となり、その報告期限は2021年2月の予定であること。なお、2020年度中に報告対象スキームが発生する場合、関与している税務アドバイザーは2021年2月に情報申告を提出することになる一方で、2020年以前に報告対象スキームが発生し、2020年度においてもその税務メリットを享受している場合、納税者自身が2020年度中に提出義務を負うことになる点に留意が必要となります。

なお、具体的な報告内容やその詳細についてはSATによりガイドラインが出される予定となっていたため、今回発表された細則においてそれが手当された建付けとなります。

2. Reportable Schemeの細則

2020年11月18日に公表されたRMFにおいて、Reportable Schemeの報告に関する細則が公表されました。以下においては、その主な内容についてご説明させていただきます。

(1) Reportable Schemeに関する情報申告書

Reportable Schemeを報告するにあたっては、以下の情報申告書を提出することが求められます。

- Reportable Schemeの対象となる取引を納税者が報告する情報申告書
(申告する内容の詳細は、(2)をご覧ください)
- (過去に報告されたReportable Schemeの修正がある場合) その修正内容を報告する情報申告書
- (Reportable Schemeに複数の税務アドバイザーが関与している場合において、Reportable Schemeの提出義務がある税務アドバイザーがすべての情報を提供できない場合) Reportable Schemeの提出義務がある税務アドバイザー以外の税務アドバイザーがReportable Schemeの対象となる取引について報告する情報申告書
- (税務アドバイザーがReportable Schemeを報告する場合) Reportable Schemeの対象となる納税者情報を報告する情報申告書

なお、上述の情報申告書を提出するにあたっての留意事項がRMFのAnnex1-Aに

において公表されています。

(2) 一般的な報告事項

Reportable Schemeの対象となる取引について、一般的には以下のような情報を情報申告書に添付して報告する必要があります。

- Reportable Schemeの対象となる取引を理解するための資料
- Reportable Schemeを実施した背景および結論、法的論拠や前提
- Reportable Schemeの実行に際して、当該スキームより便益を受ける（または受ける予定の）納税者が、メキシコ国内またはメキシコ国外において、第三者のアドバイザーからのサポートを受けたか否か
- 取引の時系列
- 取引日（または取引予定日）および取引金額（または取引予定額）
- 取引に関連者が含まれるか否か、関与する場合その関連者の情報
- 当該スキームを実行するビジネス上の合理性

上述の一般的な報告事項に加えて、Reportable Schemeに該当する14個の特徴に応じて個別に報告すべき事項が今回新たに公表された細則において定められている点に留意ください。

また、税務アドバイザーまたは納税者が上述の情報や資料を保有していない場合、税務アドバイザーもしくは納税者は当該事実をSATに申告、宣誓することが求められます。

(3) 複数の税務アドバイザーがReportable Schemeに関与する場合

Reportable Schemeの対象となる取引に複数の税務アドバイザーが関与している場合、関与している税務アドバイザーの中からReportable Schemeを報告する税務アドバイザーを決める必要があります。そして、Reportable Schemeを報告する税務アドバイザーがReportable SchemeをSATに報告した際には、報告した旨の証明書を他のアドバイザーに発行することが求められます。

(4) Reportable Schemeに該当しない、または、法的にReportable Schemeとして報告できない事項が存在する場合

以下の場合において、税務アドバイザーはRMFのAnnex1-Aの301/CFFに従い、"Constancia de esquema no reportable o de existencia de impedimento legal para revelar un esquema reportable"と呼ばれるドキュメントを発行することが求められます。

- 税務アドバイザーが、CFF第199条に規定されている14項目に該当しないため、税務上の便益が発生するもしくは発生する予定である取引がReportable Schemeの対象とならないと考える場合
- 税務アドバイザーが関与する納税者の取引が法的にReportable Schemeとして報告できない事項が含まれると考える場合

(5) 税務アドバイザーおよび納税者への追加情報依頼

SATは、税務アドバイザーもしくは納税者に対して本細則で示されている情報に加えて追加の情報依頼をすることができます。

本ニュースレターにおいては2020年税制改正項目であるReportable Schemeに関して2020年11月18日に公表された細則の概要について解説させていただきました。Reportable Schemeは、税務アドバイザーがその報告義務を果たさない場合においては、納税者がその義務を果たすことが求められるため、制度の概要等について理解しておくことは税務リスクを低減するために重要なことと考えられます。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2020 KPMG Cardenas Dosal, S.C., the Mexican member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.